**市有財産の公募による一時貸付案内**

　西之表市では、次の市有財産の一時貸付を行います。

　市有財産の一時貸付とは、市が定めた最低貸付価格以上で申込みされた方のうち、最も条件の良い申込みをされた方に市有財産を一定期間お貸しする方法です。

市有財産の一時貸付を希望される方は、この案内書及び関係書類をよく読み、内容を十分把握したうえでお申込みください。

【貸付物件】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件名 | 物件所在地 | 貸付数量等 | 最低貸付価格  （月額） |
| 旧北平市営住宅跡地 | 西之表市西之表字北平6665番1 | 土地：宅地1,323.31㎡ | 102,280円 |
| 西之表市西之表字北平6665番2 | 土地：宅地　428.96㎡ |
| 西之表市西之表字北平6665番3 | 土地：宅地　177.58㎡ |
| 西之表市西之表字北平6665番6 | 土地：宅地　　1.91㎡ |
| 西之表市西之表字北平6665番7 | 土地：宅地　　9.14㎡ |
| 土地面積計 | 土地：宅地1,940.90㎡ |

（注１）貸付期間については、１か月単位で、貸付日から最長で令和10年３月31日まで。

（注２）受付期間について、令和７年３月10日（月）から令和７年５月23日（金）までとしますが、契約不成立の場合期間を延長する場合があります。

（注３）上記物件については、事前に確認すべき事項がありますので、必ず問合せください。

【問合せ先】

〒891-3193

西之表市西之表7612番地

西之表市財産監理課管理・登記係

　電　話　０９９７－２２－１１１１

　ＦＡＸ　０９９７－２２－９０２３

　e-mail　zaisan@city.nishinoomote.lg.jp

**市有財産の公募による一時貸付要領**

１　市有財産の公募による一時貸付の流れ

|  |
| --- |
| １．申込み  令和７年３月10日（月）から受付開始し、受付期間は令和７年５月23日（金）まで  （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  受付時間 午前９時00分から午後５時15分まで  別添の普通財産貸付申請書（様式１～４）及び添付書類を直接、市役所財産監理課へ持参するか、郵送にて提出してください。郵送の場合は必着でお願いいたします。 |

|  |
| --- |
| ２．借受人の決定  申込者としての資格要件を満たし、市があらかじめ定めた最低貸付価格（月額）以上で最も貸付料が高いなど条件の良い方を借受人とします。ただし、市有財産の利用にふさわしくないと認められる場合は、借受人に選定されない場合があります。 |

|  |
| --- |
| ３．契約の締結  借受人が決定した日の翌日から起算して７日以内に、貸付契約を締結していただきます。貸付契約書のうち、市保管用の１部に貼付する収入印紙は、借受人の負担となります。 |

|  |
| --- |
| ４．貸付けの開始  貸付期間の初日に貸付物件を現状のまま引き渡します。 |

|  |
| --- |
| ５．貸付料の支払い  市が発行する納入通知書により指定期日までに年度ごとの全額を、前納にてお支払いしていただきます。 |

|  |
| --- |
| ６．貸付期間中の管理  除草、清掃等の日常管理は借受人の負担により実施していただきます。 |

|  |
| --- |
| ７．貸付物件の返還  貸付前の状態に回復して返還していただきます。 |

２　貸付けの申込み

１　貸付申請書等の配布

　【配布期間及び場所】

　　令和７年３月10日（月）から市役所４階財産監理課で配布します。なお、本申請書については、市のホームページの財産監理課のページからダウンロードできます。

２　申込資格

（１）個人、法人を問わず、下記に記載する「申込みができない方」に該当する方を除き、どなたでも申込みいただけます。

（２）申込みをされた方の名義で、その物件の貸付契約を締結することとなります。

（３）申込資格の確認のため、申込者の情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合には申込資格を取り消します。

（申込みができない方）

次の①から⑤のいずれかに該当する方は、申込みできません。

①　当該申込みに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後３年を経過しない者

（ア）市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）市が実施した競争入札等において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）申込者が市と契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第1項の規定により、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなく市との契約を履行しなかった者

（カ）前記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を、契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③　市税及び国民健康保険料（税）の全部又は一部に未納がある者

④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）

（ア）暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者

（イ）貸付する市有財産を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

（ウ）法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（注）役員等とは、「法人の役員及びその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

（エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者

（オ）暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

（ク）暴力団等又は前記（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑤　前記②又は④に該当する者の依頼を受けて、申込みしようとする者

|  |
| --- |
| 【参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）  　（定義）  第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1)　暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。  (2)　暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。  (3)　指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。  (4)　指定暴力団連合 第４条（指定暴力団の連合体として指定）の規定により指定された暴力団をいう。  (5)　指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。  (6)　暴力団員 暴力団の構成員をいう。  (7)　暴力的要求行為 第９条（暴力的要求行為の禁止）の規定に違反する行為をいう。  (8)　準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第９条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。 |

３　申込方法

普通財産貸付申請書、誓約書、役員一覧（法人の場合のみ）及び市有財産利用計画書に必要事項をもれなく記入し、押印のうえ、市役所財産監理課へ持参するか、郵送にて提出してください。

郵送の場合は必着でお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【申込み受付期間】  令和７年３月10日（月）から受付開始し受付期間は令和７年５月23日（金）まで  （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  受付時間 午前９時00分から午後５時15分まで |

|  |
| --- |
| 【申込み受付場所】  西之表市西之表7612番地  西之表市財産監理課管理・登記係　（市役所４階） |

４　申込みに当たっての注意事項

（１）申込書は、必ず所定の様式を使用してください。

（２）申込書は、申込者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑を必ず押印してください。

なお、法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

（３）申込書への金額記入には、アラビア数字（０、１、２、３…）を使用し、最初の数字の前に「￥」を記入してください。

（４）次のいずれかに該当する申込みは無効としますので御注意ください。

①　申込資格がない者の申込み

②　所定の申込書によらない申込み

③　申込者の記名押印がない申込み

④　申込貸付価格、申込者の氏名、その他主要部分が識別し難い申込み

⑤　申込貸付価格を訂正した申込み

⑥　申込貸付価格が、事前に公表した最低貸付価格を下回る申込み

３　借受人の決定

申込書の受付後、市において申込者が本案内の申込資格を満たしているか書類審査を行い、申込者の資格を満たし、市があらかじめ定めた最低貸付価格（月額）以上で最も貸付料が高いなど条件の良い方を借受人とします。

ただし、市有財産の利用にふさわしくないと認められる場合は、借受人に選定されない場合があります。

　なお、同額だった場合は、再度、貸付料を提示いただき、貸付料の高い方を借受人とします。

４　契約の締結

１　契約の締結

（１）市と借受人との契約は、当該物件の借受人決定の日の翌日から起算して７日以内に市有財産貸付契約書により締結しなければなりません。

（２）契約は、必ず「申込者」名義で締結してください。

（３）借受人が期限までに契約を締結しない場合は、決定借受人としての効力を失います。

（４）貸付契約書（市保管用１部）に貼付する収入印紙は、借受人の負担となります。

（５）契約を締結する際には、

①　印鑑（個人の場合、実印の必要はありません。シャチハタ印は不可）

②　印鑑（登録）証明書（発行から３か月以内のもの。法人の場合のみ）

③　住民票又は外国人登録済証明書（個人の場合）、法人登記事項証明書及び資格証明書（法人の場合）が必要になります。この手数料についても借受人の負担となります。

（６）借受人が、その借り受ける物件を次の契約上の条件に反する用途に使用するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

２　契約上の条件

貸付契約には次の条件を付します。

（１）用途指定等の制限

①　貸付物件の用途は、原状回復が容易な利用とし、借地権等の権利が発生しない用途に限定する。

②　建物の設置については、借地借家法（平成３年法律第90号）第25条（一時使用の目的の借地権）の規定が適用される場合に限り認めるものとする。

|  |
| --- |
| 【貸付けできる例】  （１）平面駐車場（駐車場営業含む）  （２）工事の資材置場等  （３）仮設の工事事務所用地  【貸付けできない例】  （１）建物又は構築物等の建設を目的とする場合  （２）転貸する場合（駐車場営業を除く）  （３）その他市有地の利用にふさわしくないないと認められる場合  ・公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切であるもの  ・騒音、悪臭、振動の著しい場合など、管理又は環境保全上不適切であるもの  ・政治活動、選挙活動又は宗教活動など、政治的・宗教的中立を損なうもの |

③　貸付物件については、普通財産貸付申請書に記載された使用目的以外には使用してはならない。

④　やむを得ない理由により貸付物件の使用目的を変更する場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面により市に申請し、書面による市の承認を受けなければならない。

（２）公序良俗に反する使用の禁止

①　借受人は、貸付物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

②　借受人は、貸付物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

（３）風俗営業等の禁止

①　借受人は、貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託業その他これらに類する業の用に使用してはならない。

②　借受人は、貸付物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

（４）環境保全上不適切な使用の禁止

①　借受人は、貸付物件を騒音、悪臭、粉塵、振動、土壌汚染など、著しく近隣環境を損なうことが予想される用に使用してはならない。

②　借受人は、貸付物件の使用活動に伴い生じた廃棄物について自らの責任において適正に処理するなど、関係法令を遵守しなければならない。

③　借受人は、貸付物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。

（５）権利譲渡の禁止

借受人は、賃借権を第三者に譲渡し、又は転貸（駐車場営業を除く）することはできない。

また、貸付物件を第三者に使用させてはならない。ただし、普通財産貸付申請書に記載された使用目的・用途の履行による場合又は事前に理由を記載した書面により市に申請し、書面による市の承認を受けたときはこの限りでない。

（６）実地調査

上記（１）から（５）について、市が必要と認めるときは実地調査や報告等を求めるものとし、それに対し借受人は協力しなければならない 。

（７）違約金

上記（１）から（５）の条件に違反した場合は、貸付料総額の３割に相当する金額を、（６）の義務に違反した場合は、貸付料総額の１割に相当する金額を違約金として市に支払うこと。

（８）貸付期間

①　貸付期間は１か月単位とし、貸付日から最長で令和10年３月31日までとする。

②　貸付期間には準備や撤去に係る期間を含むものとする。

③　貸付期間終了時には、貸付前の状態に回復して返還するものとする。ただし、事前に市との協議のうえ承諾を得たときはこの限りではない。

④　貸付契約の更新は原則行わない。

⑤　市が公用又は公共用のために使用する場合は、貸付期間中であっても契約を解除することができるものとする。

５　貸付料の支払

（１） 借受人は、契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに年度ごとの全額を、前納にて納付しなければなりません。

（２）貸付料の支払が納入期限までに行われなかった場合には、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6％の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

６　貸付期間中の管理

（１）貸付物件は、貸付期間の初日に現状有姿のまま借受人に引渡すものとします。

（２）貸付期間中は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全に努めるものとし、これにかかる経費は借受人の負担とします。

（３）貸付期間満了の場合は貸付期間内に、その他の理由により貸付が終了する場合は、市が指定する期日までに原状に回復してください。

７　個人情報について

借受けの申込みのために提出された書類等に記載された個人情報は、本貸付事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

８　その他の注意事項

（１）借受けの申込みをされる場合は、貸付条件等の内容を十分に確認してください。不明な点は、西之表市財産監理課管理・登記係（電話：２２－１１１１）までお尋ねください。

（２）物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。現地説明会は実施しません。

（３）借受人は、貸付契約締結後、貸付物件について本契約の内容に適合しないことを発見しても、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

（４）貸付物件は現状有姿での貸付けとなります。また、貸付物件及び隣接地の擁壁等について、地上及び地中において境界を越えている場合についても現状有姿のままで貸付けとなります。これら越境物の移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市は対応しません。

（５）借受人が、貸付契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

（６）貸付物件の利用にあたっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。

（７）立木の伐採、フェンス、囲障・擁壁などの撤去は市では一切行いません。

（８）貸付物件の利用にあたっては、周辺地域の環境保全に十分配慮するとともに、事前に地元自治会及び周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るよう努めなければなりません。

（９）貸付契約締結の相手方の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名）、物件の所在地、地目、地積及び契約金額について公表することがあります。

（10）契約に定める義務に違反した場合には契約を解除することがあります。

（11）契約にあたっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、西之表市契約規則、西之表市財産管理規則、その他関係法令等を遵守してください。